

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先のみならず価値創造を図る事業者のみならずとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、当社個別の取り組みとして、以下に掲げる事項につきまして検討・実施し、業務の効率化、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

### （個別事項）

- ①仕入先に対して、EDI システムへの加入を呼びかけ、受注・発注業務の効率化を推進いたします。なお推進にあたっては、仕入先の意向を尊重した上での導入としております。
- ②グリーン化の取り組みとして、自社で使用する電力の再生可能エネルギー比率の向上やエネルギー使用量の低減によるCO<sub>2</sub>排出量の低減、プラスチック包材の低減等に向けた取り組みを検討・実施してまいります。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金（振込）で、翌月末までに支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者負担とせず、また、支払いサイトは60日以内と致します。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当社では、社是として「共存共栄」「相互信頼」「良心の結合」「誠の結合」を掲げており、この社是をあじかんの全従業員が体現し、社会から真に尊敬される企業となるために、役員および従業員が守るべき基本ルールとして「倫理綱領」という形でまとめています。

また、当社ではSDGsの取り組みを強化し、あじかんグループの持続的な成長とともに、お客さま、仕入先、従業員とその家族、株主、さらには、一般消費者のみならず、共に喜びを創造する企業として持続可能な社会の実現を目指してまいります。

2021年9月10日

株式会社あじかん 代表取締役 社長執行役員 足利 直純